

厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、

墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究

令和3年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 横田 睦

令和5(2023)年3月

厚生労働行政推進調査事業費補助金
厚生労働科学特別研究事業

新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究
令和3年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 横田 睦
令和5（2023）年3月

1. 研究の目的

現在、我が国は超高齢社会であることから、死亡者が年々増加しており、都市部を中心に火葬を行うまでの期間が長期化する場合があるなど、遺体のままの形での管理が珍しいことではなくなりつつあり、結果、公衆衛生上の問題が生じる可能性が高まっている。

このことは、今後20年間、毎年15,000人も死亡者数が増加していくことが想定されている一方で、火葬場の老朽化が進み、新規整備には10年単位の長期間を要することが多いことから明らかである。

このような状況を受け、近年では遺体の増加に対応するために、火葬までの期間、遺体を衛生的かつ安全に管理するための「遺体安置施設」の運用・管理の重要性が増している。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症を機に、強い感染力を有する感染症により自宅等で不慮の最期を迎えた場合における遺体の取り扱いについては、二次感染のおそれがあることから、とりわけ配慮すべき課題があることが浮き彫りになった。

たとえば、東京都では、「都内の医療機関で、新型コロナウイルス感染症によって亡くなった方の遺体」又は「PCR検査待ちの方の遺体」専用の共有遺体安置施設を都内某所に緊急に用意し、医療機関から共有遺体安置施設まで迅速に遺体を移送できるような仕組みを構築することで、新型コロナウイルス感染症により亡くなった方の遺体で病院の病床が埋まるリスクを回避したところである。

他方で、現行の墓地埋葬に関する法律では、人が死亡してから埋葬・火葬されるまでの間の遺体の取り扱いについては、基本的に国レベルで明確なルールがない状況である。

かかる状況下、大阪市住吉区の家屋を民泊に利用している業者が民泊施設で遺体を一時的に預かることを繰り返し、近隣住民とトラブルになり、市は現在、関連する指導要綱の策定を検討している状況である。この他、川崎市では、火葬前の遺体を預かる「遺体保管所」の開設計画をめぐる、事業者と近隣住民の論争が巻き起こっている。住環境の悪化を不安視する住民側は、開設反対を求めて署名活動を展開されている。

こうした背景から、幾つかの地方公共団体では、住民からの要望等を背景として、遺体を安置する施設に関して既存の「まちづくり条例」にて規制の対象となる施設に再定義を行ったり、新たな条例、規則・要

綱などを策定し、対応する、というような状況が顕われつつある。こうした現状について、本研究では、包括的に検証を行い、今後、検討をするべき課題などを抽出・整理をした。

そこで本研究では、公衆衛生上の観点から、国内外における遺体の取扱いの状況について明らかにするために、国内外の関連施設の運用事例及び関連ルール等の実態・現状を調査するとともに、関係者からの詳細な意見を聴取し、その実態・現状を踏まえた上で課題への対応に資する方策を検討することを目的とした。

なお、この報告書でいう「新型コロナ ウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」は「令和2年7月29日付 厚労省・経産省」のものであり、この調査施行以降、累次の改定がされていることはお断りしておく。

2. 研究者

研究代表者	公益社団法人 全日本墓園協会_理事・主管研究員	横田 睦
研究分担者	虎の門法律事務所_弁護士・法律事務所パートナー	小松 初男
	特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会_主任研究員	森山 雄嗣
研究協力者	総合ユニコム 株式会社「フューネラルビジネス」編集人	吉岡 真一

3. 研究の目的・方法

本研究において、人が死亡してから火葬されるまでの遺体の取扱いの現状、問題点を把握した上で、対応策を検討し、取りまとめる。自治体や葬祭事業者等、当事者に取りまとめた成果物を示すことより、その適切な対応が得られることが期待できる。

研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法 及び 分担者名

1 本研究では、多様な観点から検討を加え、適切な成果が得られるよう、墓地埋葬に関する法律や実務に精通した専門家である研究代表者、公衆衛生・環境に関する専門家、墓地埋葬法・墓地埋葬制度の専門家及び法制度・判例研究の専門家の研究分担者2名、計3人をコアメンバーとする研究班を研究開始時に発足させ、火葬場関係者、葬祭関係者、自治体関係者、消費者団体等各方面の専門家の意見を踏まえ、検討を進めた。

2 本研究では、上記研究会の下で、以下のとおり地方自治体（火葬場）関係及び葬祭事業者関係の分野について調査を実施する。

(1) 地方自治体（火葬場）関係（担当：森山・横田）

ア 地方自治体（火葬場）に対するアンケート調査

「遺体安置施設」等遺体取扱いの関連施設の検討をすすめる上で、極めて深い関連性を有する火葬場について、火葬受入れ数、待機せざる得ない場合の日数、その「待機日数」改善のために考えられる方策の有無、当該火葬場について受入れ対応可能数（受入れ限界）の実態について調査を行った。

調査の対象とした火葬場については、衛生行政報告例で示されている「恒常的に使用されている」火葬場のうち、特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会における火葬場の実態調査実績を踏まえ、遺体安置施設を保有している割合が多い火葬炉 4 基以上の国内の約 500 箇所の火葬場について、その全てに書面によるアンケートを実施した。

(2) 葬祭事業関係（担当：小松・横田）

ア 「遺体安置施設」という歴史の新しい施設を含めた遺体取扱いの関連施設の現状を認識・把握するために、ヒアリング調査を実施する。その結果を踏まえ、その他「遺体安置施設」を運用している火葬場（＝地方自治体）、事業者などからヒアリングを行い、当該施設の遺体受入れ体制や運用に着目し、類型化を図り、課題・問題点などについて整理。

イ 関係者を交えたアンケート調査を通じた実態の把握

上記「ア」で行ったヒアリング調査を踏まえ、「アンケート」調査票を作成する。そして我が国での「遺体安置施設」の現状・全貌の把握するためにアンケート調査票を発送する。発送先・調査対象は、「遺体安置施設」等、遺体取扱いの関連施設関係者（例えば、葬祭事業者、施設運営事業者、医療従事者、地方自治体、消費者団体等）も交え詳細に検討し、実態を的確に把握する。調査対象とする数は前述の火葬場の調査数に合わせる抽出を行うことを目標とした。

業界団体等から調査協力依頼を通して 3 割程のより多い回収を目指す。調査項目には、施設の収容規模（収容可能遺体数）、保管期間、棺（遺体）の具体的な管理（安置）方法、新型コロナウイルス等感染症に感染した遺体の取り扱いについて留意している点などを挙げる事が出来た。

ウ 法令等調査

関連する条例や海外の法令を調査し、整理した。

(3) 成果物（担当：横田・森山・小松）

(1)及び(2)の結果の解析・取りまとめを通じて、人が死亡してから火葬されるまでの遺体の取扱いの現状等を把握した。もとより遺体の取扱いについては、地域の慣習や住民の宗教的感情等によって異なることから、こうした課題への対応自体は、各々の地方公共団体で地域の実情に応じ検討がなされるべきものであり、あるいは葬儀事業社における自律性ある対応が求められるが、そうした検討にあたって参考となるものを取りまとめた。

取りまとめた報告書を葬祭事業者や火葬場等、事業者に周知することにより、その適切な対応の促進に資することが期待できると考えている。

目 次

1. 火葬場におけるご遺体の取扱いの状況に関するアンケート調査（森山）	1
1-1. アンケート調査の対象施設及びアンケート回答状況	2
1-2. 火葬場の遺体安置について	3
1-2-1. 遺体の安置の状況	3
1-2-2. 遺体安置の利用	11
1-2-3. 遺体安置の受け入れ条件	17
1-2-4. 遺体安置の管理上の基準（衛生基準）	17
1-2-5. 遺体安置設備の整備	21
1-3. 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の運用状況について	23
1-4. 火葬場の状況について	25
1-4-1. 本アンケートの対象とした火葬場の概要	25
1-4-2. 対象火葬場の火葬炉について	27
1-4-3. 動物炉、汚物炉について	31
1-4-4. 受け入れる棺の許容サイズ	32
1-4-5. 火葬炉の経過年数	35
1-4-6. 令和2年度の火葬件数、稼働日数等について	36
1-4-7. 火葬場の火葬処理状況について	42
1-5. まとめ	47
2. 施設見学・施設事業者_担当者へのヒアリング（横田・吉岡・小松・森山）	55
2-1. 「運営主体：あなたを忘れない 株式会社」「施設名：想送庵カノン」	57
2-2. 「運営主体：株式会社 ハース・ジャパン」「施設名：東京営業所（蒲田安置所）」	75
2-3. 「運営主体：株式会社 吉澤企画」「施設名：ステーション町田」	87
2-4. 「運営主体：株式会社 ニチリョク」「施設名：ラステル新横浜」	97
3. 葬儀場（遺体安置施設）アンケート分析結果（横田）	109
3-1. 「調査票記入者について（フェイスシート）」	109
3-2. 【設問1】御社全体における 直近3年間の葬儀施行件数	112
3-3. 【設問2・3】御社における 葬儀場の運営	113
3-4. 【設問4・5】葬儀場の所在地等・竣工年月日	117
3-5. 【設問6】葬儀場の付帯設備・機能等	118
3-6. 【設問7】葬儀場の（遺体の受け入れ）規模・体制	121
3-7. 【設問8・9】遺体の安置	124
3-8. 【設問10】遺体安置施設に安置される遺体について	129
3-9. 【設問11～15】遺体安置施設の概要	132
3-10. 【設問16】遺体安置施設の整備予定	136

3-11. 【設問 17】 業務上利用されている火葬場について	137
3-12. 【設問 18】 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、 搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の運用状況について	138
4. 葬祭場及び遺体安置施設を規制する条例等の調査研究（小松）	149
4-1. はじめに	149
4-2. 条例による規制例	149
4-2-1. 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	149
4-2-2. 練馬区まちづくり条例	151
4-2-3. 地域力を生かした大田区まちづくり条例	153
4-2-4. 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例	158
4-3. 指導要綱等による規制例	160
4-3-1. 品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱	161
4-3-2. 荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱	164
4-3-3. 新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱	168
4-3-4. 文京区葬祭場等の設置に関する指導要綱	172
4-3-5. 千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱	177
4-3-6. 成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱	181
4-3-7. 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱	185
5. 海外の葬祭場等を規制する法令等の調査報告（横田）	191
5-1. はじめに	191
5-2. オーストラリア・南オーストラリア州「埋葬及び火葬に関する法（2013年）」に基づく「埋 葬及び火葬に関する規則（2014年）」	194
5-3. イギリス「埋葬法」	200
5-4. オランダ「埋葬法（BURIAL LAW NETHERLANDS 2018）」	204
5-5. アメリカ合衆国・オハイオ州「葬儀法」	208
5-6. 台湾「殯葬管理法」	216
6. 総括一まとめ	223

1. 火葬場におけるご遺体の取扱いの状況に関するアンケート調査

今回のアンケートでは、厚生労働省科学研究事業として、火葬場における遺体安置に関するお考えやご意見をお聞きし、今後、死亡者数が増加してゆくなかにあつて、主に公衆衛生面で火葬場におけるご遺体の取扱いのあり方を考えるための基礎資料とすることを目的として施行した。

施行期間 2022年2月1日～3月4日

回答数 326通（発送数 501通、回答率 65.1%）。

本報告の構成は以下のとおりである。

（本報告の構成）

- 1 アンケート調査の対象施設及びアンケート回答状況
- 2 火葬場の遺体安置について
 - (1) 遺体の安置の状況
 - (2) 遺体安置の利用
 - (3) 遺体安置の受け入れ条件
 - (4) 遺体安置の管理上の基準（衛生基準）
 - (5) 遺体安置設備の整備
- 3 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚労省・経産省）の運用状況について
- 4 火葬場の状況について
 - (1) 本アンケートの対象とした火葬場の概要
 - (2) 対象火葬場の火葬炉について
 - (3) 動物炉、汚物炉について
 - (4) 受け入れる棺の許容サイズ
 - (5) 火葬炉の経過年数
 - (6) 令和2年度の火葬件数、稼働日数等について
 - (7) 火葬場の火葬処理状況について
- 5 まとめ